

令和2年生駒市農業委員会第2回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和2年2月12日(水)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 8番 中田 建彦  
農業委員会委員  
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり  
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明  
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉  
7番 北村 由子 9番 中本 真人  
10番 中谷 佳津代  
農地利用最適化推進委員  
上武 猛 中谷 明  
北本 光美 高貝 要明  
川端 俊雄 山田 義美  
中井 啓二  
欠席者 なし  
説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一  
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊  
傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 令和元年度奈良県農業委員会職員協議会現地視察研修会（報告）

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員

5番 池田 委員

6番 有山 委員

議案第1号議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

本申請には、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

No.1の申請地の位置について

高山こども園の北東約400mのところに位置する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

使用借人は、本申請地の近くで親とともに居住しているが、結婚することから本農地を農家住宅に転用することとなった次第。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員5名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2の申請地の位置について

高山大橋の西約300mのところに位置する高山町地内の農地。

申請理由について

譲受人は、隣地に住宅を購入する予定があり、知り合いの車を駐車できるようにするための用地として、本農地を譲り受け、青空駐車場として利用することになった次第。

立地基準による判断については、宅地が集まっている区域であるので、第3種農地に

該当する。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は自然浸透としている。また、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、本案件については、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1については、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りであり、将来的に農業後継者となる方の住宅である。審議をお願いしたい。
- 議長 議案第1号のNo.2について地元農業委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りであるが、譲渡人は現在大阪に住んでおり営農も居住も生駒市ではしないということになり家屋敷・農地等すべて手放すこととなった次第である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。なお、No.1の申請については転用面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議へ意見照会を行う。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 [議案読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～No.29 については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

#### 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

##### ○主幹 〔議案読み上げ〕

###### 概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定・移転が伴う農地転用。

###### No.1の申請地の位置について

近鉄生駒線一分駅の北約400mのところに位置する壱分町地内の農地2筆。

###### 報告事項

青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

###### No.2の申請地の位置について

近鉄生駒線一分駅の西約300mのところに位置する壱分町地内の農地。

###### 報告事項

住宅と通路と庭を目的として農地転用の届出がされたもの。

###### No.3の申請地の位置について

近鉄奈良線の東生駒駅の南南西約300mのところに位置し、国道168号に接する山崎町地内の農地。

###### 報告事項

モデルルーム及びこれに付随する青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの。

#### 報告第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

##### ○主幹 〔議案読み上げ〕

###### 概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているものである。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあるが、通常は30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申

し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

本件のうちNo.1 及び 2 については、主たる従事者の死亡。No.3～11 については、主たる従事者が農業に従事することを不可能とさせる故障が発生したことを理由として、申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

#### 報告第 4 号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

##### 概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1 及びNo.2～5 は植林を目的として農地転用手続は終わっているが、地目が農地のままになっている農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いとの確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

#### 報告第 5 号「農地転用許可の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

##### 概要説明

この報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 生産緑地の指定を受けるには 500 ㎡以上を一団とする農地であることが条件となっていると思うのだが、報告第 3 号のNo.8、9 はそれぞれ 500 ㎡を満たしていない。ということは他の農地と合わせて 500 ㎡以上に行っていると考えられるが、この報告にそれは上がってきているのか。

○主幹 No.8、9 で一団の農地となっていた、ということである。先ほどの話の通り生産緑地の指定を受けるには 500 ㎡以上が必要となる。500 ㎡に満たない農地の主たる従事者に買い取りの申し出が生じた場合は、都市計画課が一団となっている他の所有者に確認を取っているとのことである。

○委員 以前、死亡を原因とする生産緑地の主たる従事者等についての証明は、原因日から 1 年以内でないと農業委員会としては発行しないということを事務取扱要綱で整えたと思うが、報告第 3 号のNo.1、2 は申請日を見ると 1 年を過ぎている。ただ、今回の案件は 1 年経過する前に協議を開始しているということで、その協議の日をもって 1 年以内とするという話になったことを申し添える。

○議長 協議はどれくらいに行われたのか。何か裏付けはあるのか。

○委員 要因となる日から 1 年以内に事務局へ協議のために来られた。理由書を書いて持参さ

れた。

- 局長 平成30年10月23日に亡くなられ、令和元年10月7日に農地を売買したいということで相談に来られた。その際に生産緑地の指定を受けている農地であるので、そのことも含め説明をした。

生産緑地に係る主たる従事者等についての証明に関する事務取扱要綱において、生駒市では買取申出事由の発生日から1年経過した場合は証明を行わないとなっているが「ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」という文言も書かれている。同じような要綱がある他の農業委員会に問い合わせたところ、2～3年までであれば営農をしていくつもりだったが、やはり困難となったということを知っている、とのことであった。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

- 議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

- 主幹 「令和元年度奈良県農業委員会職員協議会現地視察研修会」を報告。

農業委員会の所掌事務・組織運営及び地域農業問題について広く知識を見聞するための研修で、今後の農業委員会での農地利用最適化の積極的な活動に資するものとするを目的として1月15日～16日に開催された。

1日目は鳴門市農業委員会を視察。全国で10番目となる女性の会長のもと、県の事業を活用した婚活事業、農業委員が1年に1人1筆斡旋するという「とくしま農地利用最適化1・1・1運動」、JAと協力しながらの個別訪問やメディアを活用した農業者年金の推進について説明を受けた。

2日目は東かがわ農業委員会を視察。利用状況調査においてタブレットを活用し、現場の状況確認、調査後の集計作業を軽減できているとの説明を受けた。

- 係員 「令和元年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会」について説明。

日時：令和2年2月21日（金） 午後1時～午後4時30分

場所：いかるがホール（大ホール）

- 主幹 「農のマッチングフェア」「農園見学会」について報告と説明。

●「農のマッチングフェア」

2月8日にグランフロント大阪で「農のマッチングフェア」が開催され、生駒市のブースには9名の着席があった。

●「農園見学会」

日時：令和2年2月15日（土） 午後9時～

内容：藤原氏のいちご農園見学と貸出可能な農地の見学を予定。

農業委員会より副会長（1名）に同行をお願いしたい。

※農のマッチングフェアに着席された9名の内、2名の方の申し込みあり。

- 議長 今回は見学会ということであるが、もう少し具体的な斡旋になると推進委員にも参加してもらおうことになる。そのように進んでいくよう力を入れていただきたい。

幹旋は農業委員会が、把握している農地を幹旋するのか、農林課か。

- 主幹　　まず農業委員会で幹旋し、その後は農業委員会と連携しながら農林課により基盤法での手続きを取ることとなる。
- 係員　　「集落座談会」について報告と説明。
- ・ 1月25日　有里地区で開催。7名参加。
  - ・ 1月26日　萩原地区で開催。13名参加。
  - ・ 2月15日　小瀬地区で開催予定。
- 議長　　アンケート業務が座談会では必須業務となっているが、実施しているのか。
- 主幹　　農林課ではアンケートを取っているが、農業委員会では実施していない。農業委員会では農業委員会法と農地法、特定生産緑地の説明を行った。また、利用状況調査の成果を入れた地図をもとに今後の課題等について話し合った。
- 議長　　「人・農地プラン」の進捗状況および今後について事務局に説明を依頼。
- 補佐　　大北、久保、宮方、傍示、庄田の各地区においては役員向けの「人・農地プラン」についての説明は終了し、次の段階に進んでいる。大北地区については、アンケート結果を可視化した地図を作製し、それをもとに話し合いを2月29日、午後6時半より行ってもらう予定である。その話し合いの中で今後の方向性が定まってくると思われるので、3月中に「人・農地プラン」の策定ができればと考えている。他の地区も同様に順次、地図を作製し農家区長、農業委員、推進委員と調整しながら進めていきたい。
- 議長　　久保、宮方地区は3月に行うのか。
- 補佐　　現在、地図を作製中である。出来上がりの目途が立ち次第連絡する。
- 議長　　地図には新規就農者への貸出農地も入れている。どんな農地を希望しているのか、といった情報も得たいので、座談会には新規就農者にも参加を呼び掛けている。
- 委員　　集落座談会について、我々の地区は事務局の説明の通り、1回目は一通り伝えなければならないことを中心に説明してきた。次の2回目以降は本格的に遊休農地解消といった問題に対して意見を引き出せるような次第・題目、資料等を作らなければいけないと考えている状況である。先ほどの話を聞くと「人・農地プラン」はかなり進んでいるように思われ、生駒市として「座談会」と「人・農地プラン」の二刀流になっていると感じる。この2つのすり合わせはしなくてよいのか。我々は7月をもって任期が終わる。第1回目として行ってきた「座談会」、「人・農地プラン」の状況を推進委員が次の推進委員、またその地区へ引き継いでいかねばならない。「座談会」については、1回目は開催したが2回目以降はどのように進めていくか難しい状況であるので、次の人に引き継いでもらう資料を作成し渡せるように用意しておくのが我々の務めであると考えている。また、「人・農地プラン」との差があるので、そちらのアンケートを実施していくべきなのか、とも思うのでそのあたりの調整、会議が必要ではないか。
- 局長　　現在、北地区をメインに「人・農地プラン」を進めているが、議会でも「北地区のみプランを策定するのか」といった意見が上がっている。北地区のみではなく、他の地区にも市が「人・農地プラン」の策定について意見を聞き、地元が策定の同意をすれば、

来年度以降も策定していく予定である。

- 委員 「集落座談会」と「人・農地プラン」は同じものと認識しているが、違いがあるのか。
- 局長 「集落座談会」の延長に「人・農地プラン」があると考える。
- 委員 それであるなら、「集落座談会」に「人・農地プラン」につながるような次第や内容を盛り込んでいかななくてはならない。われわれのように「人・農地プラン」の策定に取り掛かっていない地区は、2回目以降の集落座談会の進め方について悩んでいる。これまでの「集落座談会」と「人・農地プラン」の結果を基に2回目、3回目の方向性を合わせる必要があるのではないか。
- 議長 委員の意見はもっともである。事務局の話では、向かっている方向は同じであるとのことなので今後の進め方に期待したい。
- 補佐 「大阪府農業会議の視察」について説明。  
全国農業新聞に生駒市の集落座談会の記事が掲載されたことを受け、視察の依頼があった。  
日時：令和2年2月17日（月）午前10時45分～  
内容：これまでに開催された集落座談会の説明を主に行い、意見交換をする。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
〔「なし」の声あり〕  
「なら女性農業委員の会実務研修会」の報告を委員に依頼。
- 委員 令和2年1月20日、桜井市の農業研究開発センターにおいて「なら女性農業委員の会実務研修会」が行われた。30人ほどの女性委員が参加し、「人・農地プランの実質化への取り組みについて」、「女性委員の現状と登用促進に向けて」、「全国農業新聞普及に関して」、「農業研究開発センターが取り組む技術開発について」などの内容で研修と、施設見学が行われた。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 主幹 次回の日程について  
定例会 3月 11日（水） 午後2時 401、402会議室  
現地調査 3月 6日（金）  
前日3月5日（木）までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言

午後3時10分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第2回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    4番    染岡 政明

---

議席番号                    5番    池田 憲央

---

議席番号                    6番    有山 兼吉

---